給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書　令和３年度分

特別徴収義務者指定番号	

令和　年　月　日
鶴田町長　あて

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	郵便番号 ―		
名称			
代表者の職氏名印		㊞	
法人番号			

連絡者の係・氏名・電話番号

係	
氏名	
電話	（　　）　ー　番

給与所得者		（ア）特別徴収税額（年税額）	徴収済月	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の理由	異動後の未徴収税額の徴収	１月１日以後、退職時までの給与支払額	退職手当等の支払額（予定）
フリガナ	（旧姓　）									
氏名	年　月　日生	円	月分から 月分まで	円	円	・　・	1.退職（普・障） 2.転勤 3.休職 4.長欠 5.死亡 6.会社解散休業 7.住所誤報 8.	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収（本人が納付） **１月１日以降の退職者は、原則一括徴収です。**	円	円
個人番号									控除社会保険料額	勤続年数
住所	電話（　）　ー　番								円	年

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合は、次の欄も記載してください。**欄外（注２）は、重要事項です。**

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額 支払予定日ごとの徴収予定額	一括徴収予定額 合計（上記（ウ）と同額）	※市区町村記入欄	※月割額 ６月分	※月割額 ７月分以降
1.異動が令和３年12月31日までで、申出があったため（　月　日申出） 2.異動が令和４年１月１日以降で特別徴収継続の希望がないため		・ ・	円 円	円			

退職者の未徴収税額については一括徴収の方法にご協力ください。

一括徴収できない理由	※処理事項	１．現年度　２．新年度　３．両年度			
1.異動が令和３年12月31日までで、一括徴収の希望がないため 2.令和４年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため 3.死亡による退職であるため		理由	コード番号	外送	普通徴収番号

一括徴収した税額は　月分で納入します

◎転勤等による特別徴収届出書（欄外の注意書きを参照してください。）

鶴田町で作成した納入書は（必要・不要）です

月割額　円

月分から

徴収し納入する。

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	郵便番号 ―	
フリガナ		
名称		
代表者の職氏名印		㊞
法人番号		

特別徴収義務者指定番号	新規 継続	

連絡者の係・氏名・電話番号

係	
氏名	
電話	（　）　ー　番

（注１）　転勤・再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続きを済ませた上、１月１日現在の所在地（課税地）の市区町村長に送付してください。

（注２）　１月１日から４月30日までの間に退職した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

（注３）　１月１日から退職時までの給与支払額・控除社会保険料額を記入してください。